

議案第 11 号

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第1項の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約を別紙のとおり変更する。

令和7年2月27日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

地方自治法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第1項の規定に基づき茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合を加え、及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約を変更することについて協議したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更する規約

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成25年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>（協議会を構成する市町及び一部事務組合）</p> <p>第2条 協議会は、水戸市、<u>日立市</u>、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合、<u>鹿行広域事務組合</u>、<u>稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合</u>（以下「構成団体」という。）をもって構成する。</p>	<p>（協議会を構成する市町及び一部事務組合）</p> <p>第2条 協議会は、水戸市、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、<u>鹿島地方事務組合</u>、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合<u>及び鹿行広域事務組合</u>（以下「構成団体」という。）をもって構成する。</p>

付 則

この規約は、全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日から施行する。